

電子情報通信学会著作権規程

(平成15年2月24日理事会制定)
(平成18年4月17日 一部改正)
(平成20年4月14日 一部改正)
(平成20年10月22日 一部改正)
(平成23年7月19日 一部改正)
(平成24年9月24日 一部改正)
(平成27年10月27日 一部改正)

(目 的)

第1条 本規程は、電子情報通信学会（以下、本会という）の編集著作物、データベースの著作物及び個別の著作物に関する著作権の取扱いに関して取り決めることを目的とする。

(用 語)

第2条 本規程において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

1. 著作権 著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。
 2. 著作物 思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう。
 3. 著作者 著作物を創作する者をいう。
- 以下、本会が著作権を有する著作物を「本会著作物」という。

(著作権の帰属)

第3条 本会の編集著作物、データベースの著作物及び個別の著作物の著作権は、原則として、本会に帰属する。

2. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作者は、当該著作物の投稿または寄稿時に、その旨を本会あてに申し出るものとする。その場合の著作権の取扱いについては、著作者と本会との間で協議の上措置する。

(著作権の譲渡)

第4条 著作者から本会への著作権の譲渡は、著作者が、本規程で定める本会の著作権に関する内容を確認し、投稿時に定められている手段を用いて著作権譲渡の意思を表明の上、本会に著作物を投稿または寄稿し、当該著作物を本会が受領した段階で成立するものとする。

2. 本会が著作権譲渡書を既に受領している著作物が、本会発行の論文誌等に掲載不可となった場合には、その時点で本会が保有する当該著作物の著作権を著作者に対して返還する。
3. 編集著作物及びデータベース著作物の本会への著作権の譲渡は、編集著作者及びデータベース著作物の著作者が、本規程で定める本会の著作権に関する内容を確認し、著作権譲渡書に必要事項を記入し、署名したものを本会が受領した段階で成立するものとする。

(本会著作物の利用)

- 第5条** 著作者自身が、自らの私的使用の目的のために、自己の著作物の全部または一部を著作権法第30条の範囲内で使用する場合には、本会の許諾を必要としない。
2. 著作者自身が、私的使用以外の目的で自己の著作物を利用する場合には、非営利目的であり、本会の利益を不当に侵害しない限りにおいて、本会の許諾を必要としないものとする。営利目的であれば原則として事前に、別に定める本会著作物の利用許諾申請書に従って、本会の許諾を得なければならない。
 3. 著作者以外の個人または法人である第三者が、本会の編集著作物、データベースの著作物及び個別の著作物の全部または一部の利用を希望する場合には、事前に別に定める本会著作物の利用許諾申請書を用いて本会に利用許諾を求めなければならない。この場合、本会が適当と認めたものに限り、許諾する。
 4. 本会著作物を利用する場合は、出所を明示しなければならない。

(著作者の責任)

- 第6条** 本会著作物の内容については、著作者が創作に関与した部分については、その著作者自身が責任を負うものとする。
2. 本会著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該著作物に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合には、著作者が創作に関与した部分については、原則としてその著作者が責任を負い、処置するものとする。

(著作権侵害排除)

- 第7条** 本会著作物に対して、第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本会と著作者が相互に連絡の上、対応について協議し、解決を図るものとする。

(例外的取扱い)

- 第8条** 本会と他の学協会等が協力して開催する事業活動の際に、論文原稿等を募る場合において、他の学協会等との間で別段の取決めがなされた場合には、当該取決めを本規程に優先して適用することができる。但し、第3条第1項の原則が適用できない場合、即ち、著作権管理が継続的に行われていることなどを理由に著作権を本会に帰属させない取決めをする場合は、事前に、著作権管理委員会と協議するものとする。

(既発行の著作物の取扱い)

- 第9条** 本規程の施行前から本会が著作権を有していた著作物については、著作者から別段の申し出があり、本会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程の各号を準用する。

1. 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。
2. 本規程でいう【著作権】とは、以下の権利を含む。

複製権(第21条)	上演権及び演奏権(第22条)	上映権(第22条の2)
公衆送信権等(第23条)	口述権(第24条)	展示権(第25条)
頒布権(第26条)	譲渡権(第26条の2)	貸与権(第26条の3)
翻訳権、翻案権等(第27条)		
二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(第28条)		
3. 当該著作権の取扱いに際しては、「電子情報通信学会倫理綱領」に則ることとする。
4. 本会著作物は、次のものを含むものとする。
 - ・ 会誌、ソサイエティ誌など
 - ・ 和文論文誌、英文論文誌など
 - ・ 各種大会論文集（総合大会、ソサイエティ大会、国際会議など）
 - ・ 技術研究報告など（第二種及び第三種の研究会資料の著作権は著者に帰属（研究会運営基準内規））
 - ・ 各種ハンドブックなど
 - ・ 教科書、単行本など
 - ・ シンポジウム論文集など
 - ・ その他、会員や一般に有償で頒布もしくは無償で提供するものなど
 - ・ 上記の著作物で、DVD、CD-ROM等電子媒体で作成したもの、及びホームページ（Web ページ）等公衆送信で提供するものなど
 - ・ ホームページで提供するコンテンツなど
5. 本規程の実施に関して必要となる細則については、それぞれ関連の規程類中で定めるものとする。
6. 本規程の改正は、理事会の承認を受けるものとする。
7. 本規程は、平成 15年 2月 24日、理事会において承認制定。
8. 本規程は、平成 15年 4月 1日より施行する。

附 則

1. 平成24年9月24日の改正は、平成24年9月24日から適用する。
1. 平成27年10月27日の改正は、平成27年10月27日から適用する。

1. 用語の解説

- ・ **著作権の譲渡：** 著作者が本会論文誌、会誌等へ投稿あるいは寄稿する際、原則として、本会へ著作権を譲渡することが定められています。しかし、本会は「著作者の著作権をお預かりしている」考え方で運営します。即ち、著作者の本来保有する権利を尊重し、著作権譲渡によって著者が不便を被らないよう配慮します。著作権譲渡の主な目的は以下の2点になります。
 - ①第三者からの著作物利用許諾申請事務を本会が代行することにより、著作者の負担を軽減します。
 - ②定款第3条に定める「研究および知識の交換」の一環として、発表論文の情報等の会員相互利用を促進します。更に、投稿、寄稿による出版以降、次のような活用が可能となります。
 - ・ 和文論文を英訳し海外へ周知
 - ・ 分野別の Selected Paper (特集号等) の発行
 - ・ 著作物の電子化により Web 掲載など、広範な利用形態による提供
- ・ **編集著作物：** 例えば雑誌、百科事典等、個別の論文や記事の配列や選択について創作性があるもののうち、コンピュータで検索できないもの(紙に書かれたものなど)を「編集著作物」といいます。

電子情報通信学会における代表的な編集著作物の例を附則4項に示します。
- ・ **データベースの著作物：** 例えば雑誌、百科事典等、個別の論文や記事の配列や選択について創作性があるもののうち、コンピュータで検索できるものを「データベースの著作物」といいます(第2条第1項第10号の3、第12条の2)

電子情報通信学会における代表的なデータベースの著作物の例を附則4項に示します。
- ・ **個別の著作物：** 例えば雑誌の中の一記事を指します。具体的な例としては、論文誌中の個々の論文を挙げることができます。
- ・ **私的使用の目的と私的使用以外の目的：**
 - 私的使用の目的：** ①個人的に使用、②家庭内で使用、③家庭内に準じる範囲内で使用(親戚間、親しい友人間の範囲内)
 - 私的使用以外の目的：** 上記(著作権法30条)以外の利用は、著作権者の許諾が必要となります。

なお、本会では著作者自身が自らの著作物を非営利目的で利用する場合は、本会の利益を不当に侵害しない限りにおいて、出所の明示、権利表示等を行って頂くことを前提に、本会への許諾申請を不要としています。

本会における私的使用の目的と私的使用以外の目的の分類を、表1に示します。

表 1 本会における私的使用の目的と私的使用以外の目的の分類 (注1)

私的使用の目的 (著作権法 30 条)		個人的、家庭内、家庭内に準じる範囲内。	許諾申請不要
私的使用以外の目的	非営利目的 (注2)	自分の論文(一部)を他学会の雑誌等に複製する。 自分の論文(一部、全部)を学校の教材として利用、配布する(但し多数の利用、配布は許諾申請が必要となる) (注7)。	許諾申請不要 (出所の明示、権利表示必要) (注4, 5, 6)
	営利目的 (注3)	営利目的の出版・翻訳、複製、配布、公開	許諾申請必要 (出所の明示、権利表示必要) (注5, 6)

(注1) 電子的利用(DVD、CD-ROM、インターネット等)の場合は、出版物の種類により対応が異なります。詳細については、後述の表3「本会出版物に掲載された論文等の著作物の利用申請基準」、「2. 著作物利用に関する申請基準」及び「著作権に関するQ&A」をご参照下さい。

(注2) **非営利目的**：無料かつ無報酬という要件を満たすものです。

(注3) **営利目的**：上記以外の利用。本会としては、原則として、企業活動における利用はすべて営利とみなしています。

(注4) 本会では著作者自身が自らの著作物を非営利目的で利用する場合は、著作者の便宜のため本会の利益を不当に侵害しない限りにおいて、許諾申請の提出は不要といたします。

(注5) **出所の明示**：例えば、著作物の著作者名、書名(題号)、雑誌名(出版社名)、巻、号、ページ、発行年月などを表示。(著作権法第48条)
また、参考文献で参照しても、本文中の引用箇所が特定できない時は、適法な引用とはいえません。

(注6) **権利表示**：例 copyright©2012 IEICE

(注7) **多数**：本会では文化庁編著「著作権法入門」に従い、「50人を超えれば多数」と致します。

- ・ **複製**：「複製とは印刷、写真、複写、録音その他の方法により有形的に再現することである。多少の修正・増減を加えて再製する場合であっても、著作物としての同一性の範囲内であると認識されるものも含まれる。」(著作権法第2条第1項第15号)

※「転載」という用語は著作権法上では存在しません。意味としては引用または複製にあたります。

引用：「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」(著作権法第32条)

必要な要件を備えた場合であれば、著作権者の許諾を必要としないものです。

引用する際に必要な要件：⑤は譲渡手続きで移行しない人格権の尊重、著作者への必須マナーです。

- ①引用目的： 報道、批評、研究が例示されているが、これらに限定されるわけではなく、例えば自己の論述を補強するための同様の見解を紹介するようなことも正当な引用と考えられる。
- ②明瞭区分： 引用する箇所を括弧でくくって表示するなど自己の文章と明瞭に区別できること。
- ③主従関係： 自己の著作物が主で、引用してくる他人の著作物は従であること。
- ④必然性、最小限度： 他人の著作物を自己の著作物中に引用するだけの必然性が必要で、引用する分量は必要最小限度であること。
- ⑤人格権への配慮： 他人の著作物を引用する際、その著作者人格権を侵害（著作者の名誉を害するような内容の改変など）しないこと。

引用の範囲を超える場合は、著作権者の利用許諾が必要となります。

引用に当たっての注意事項：

他の出版物に掲載されている図表（当該著作物の第三者出版物のものも含む）を自分の論文で（手を加えて）使いたい時は引用の範囲であれば著作権者に許諾を得ることなく、図表の脚注に出所を明記すれば利用できます。引用の範囲を超える場合は、その図表の著作権者の許諾を著作者自身で得て下さい。

- ・ **公衆送信：** 公衆によって直接受信されることを目的として無線通信または有線通信の送信を行うことを指します。（放送、FAX、インターネット、イントラネット等による不特定または多数への送信など。表2参照。）

表 2 公衆送信の分類例

公衆送信		
◇ 送信可能化を含む		
◇ プログラムに限っては同一構内送信も含む		
	無線系	有線系
放送系	放送 地上波放送 BS/CS 放送等	有線放送 音楽有線放送 CATV 等
通信系	携帯電話利用による音楽 ゲームプログラム 書籍データ等の配信等	インターネット パソコン通信 データベース等

（作花文雄著、詳解 著作権法（第2版）、（株）ぎょうせい、p.255の表2より引用）

2. 本会著作物の利用に関する申請基準

本会著作物に掲載された論文を利用する場合の申請基準を表3に示します。表3は、①発行後における利用であること（早期公開版PDFがある場合にはこの限りではない）、②非営利目的による利用であること、③本会の利益を不当に侵害しない範囲における

利用であることを前提としています。著作者または著作者の所属機関以外の第三者が利用する場合、また営利目的の場合は、すべて利用申請が必要です。営利目的の場合の諾否については著作権管理委員会において審議します。発行前の利用は、原則として不許可です。

また、著作権法（第 30 条（私的使用のための複製）、32 条（引用）、35 条（教育機関における複製）など）で認められている使用の範囲であれば、申請は不要です。

会誌並びに大会講演論文集については、法人用 DVD、CD-ROM を購入の上、同封の「同意書」を本会事務局まで送付した場合は、購入機関のローカル PC 上での利用、またはネットワーク(LAN) 上でのファイル共有による閲覧が可能です。

具体的な事例については、著作権に関する Q&A をご参照下さい。個々のケースで判断に迷うときは、事前に、別に定める著作物利用許諾申請書に従って、本会へ利用許諾申請して下さい。

3. 二次的著作物の利用（翻訳等）に関する契約上の留意事項

本会著作物の翻訳等、二次的著作物の利用に関する契約については、原則として以下の方針で対処しています。

- (1) 論文誌等は、原則として、翻訳出版しません。委託出版する場合は、非独占的な権利の許諾とします。
 - ・ 翻訳出版社が翻訳出版した論文等であっても、本会が自由に翻訳・出版ができる権利を留保します。
- (2) 許諾利用料、権利の責任範囲、契約有効期間は必ず明記します。
- (3) 海外との契約の場合、契約書は英語版と日本語版を作成し、相互に調印することが本来的には望ましい。
- (4) 本会著作物の電子化利用（DVD、CD-ROM、Web 等）についての契約は、その利用方法、範囲等を明確にするよう努力します。

本会出版物に掲載された論文等の著作物の利用申請基準

2018.12

【原則】 本会に著作権が帰属する著作物を利用する場合で、著作権法が認める利用範囲(注1)を超える場合は、利用申請が必要である。
 可否については本会著作権管理委員会において決定する。

【例外】 下表に示す事例において、非営利目的による利用、且つ、本会の利益を不当に侵害しない範囲における利用であって、表の各条件に合致する場合は、利用申請は不要である。

例外事例	利用者	利用対象	利用先	利用申請の要・不要	論文誌(注7)		会誌、技術研究報告、大会講演論文集等(注8)		
					利用可能時期	申請不要の条件	利用可能時期	申請不要の条件	
1	著作者	自分の論文全文	著者個人/所属機関のサーバ(注2), DVDなどの電子媒体	右記条件を満たせば不要(注3)	発行後(注4)	A,B,C,E	発行後	A,B,C	
2			プレプリントサーバ		発行後に限定しない	A,B,C,E(注5)		A,B,C	
3			紙媒体/別刷りとして購入したPDFファイル(注9)		発行後(注4)	A,C		A,C	
4		著者個人/所属機関のサーバ(注2), DVDなどの電子媒体	発行後(注6)				発行後(注6)		A,C
5		自分の論文一部(図面など)	プレプリントサーバ						
6		紙媒体/別刷りとして購入したPDFファイル(注9)	発行後(注6)		A,C				
7	著作者の所属機関	著作者の論文全文	所属機関のサーバ(注2), DVDなどの電子媒体	右記条件を満たせば不要	発行後(注4)	A,B,C,D,E	発行後	A,B,C,D	
8			紙媒体					A,C,D	A,C,D
9		著作者の論文一部(図面)など	所属機関のサーバ(注2), DVDなどの電子媒体		発行後(注4)	A,C,D			
10		紙媒体							

条件A 権利表示(例 copyright©2013 IEICE)

条件B 出版社版PDF(紙版をスキャンで作成したもの)もしくは早期公開版PDF(注11)の掲載。
 ただし早期公開版については、出版社版が公開されたら差し替えること。著者最終版(注12)は不可。

条件C 出所の明示(例 著作者名、書名(題号)、雑誌名、巻、号、頁、発行年など)

条件D 著作者の了解

条件E IEICE Transactions Online トップページへのリンク

注1: 第30条(私的使用のための複製)、32条(引用)、35条(教育機関における複製)など。

注2: 著者個人のサーバ: 著作者がアップロードや削除を他の人の同意なしに行えるサーバ。(例: ブログ、大学等の研究室のサーバ)
 所属機関のサーバ: 機関が組織として包括的に管理運用している公開サイト(例: 機関リポジトリ)

注3: 事例1~4で、論文を共同執筆の場合、利用後にトラブルが発生しないよう著作者間での連絡をお願いしたい。

注4: 早期公開版PDF(注11)の場合は、早期公開後から出版社版発行まで。

注5: 投稿後発行前にプレプリントサーバを利用される場合には、条件A及び本会に投稿中であることの明示が申請不要の条件です。

なお、投稿後不採録となった場合は条件Aおよび投稿中であることの明示は削除のこと。

また、投稿前にプレプリントサーバを利用されることに関してはそれを妨げません。

注6: 事例4,6の場合については、発行前のもので許諾することがある。

注7: "IEICE Electronics Express", "Nonlinear Theory and its Applications, IEICE", "IEICE Communications Express" 含む。

注8: 会誌並びに大会講演論文集については、それぞれ法人用DVD、CD-ROMを発行している。それらを購入の上同封の「同意書」を本会事務局まで送付した場合は、機関においてローカルPC上での利用、またはネットワーク(LAN)上でのファイル共有による閲覧が可能。

注9: 本会が著作権を持つ技術研究報告・大会講演論文集・国際会議については、利用申請なしに、同内容を翻訳・翻案して他学会の国際会議や論文誌に投稿することを妨げない。
 ただし出所明示や権利表示を行うこと。

注10: 論文誌の掲載料を支払うことで入手した論文のPDFファイルもしくはその印刷物は、当面著者が研究教育目的(非営利)に第三者に直接送付することを認める。
 同ファイルを著者以外が他人に送付することはできない。

注11: 早期公開版PDFとは、学会により採録原稿PDFに早期公開版であることが分かる最低限の加工が施されたものを指す。

注12: 著者最終版とは、著者が学会に提出した採録原稿そのものを指す。

※上記は本会の著作権に関するものであり、注9で言及しているものを他学会に投稿する場合は投稿先の規程に従うこと。

著作権に関するQ & A

このQ&Aは、本会発行の著作物の利用について、申請手続きを含め皆様からお問い合わせが多かったものを掲載したものです。本会が定めた申請基準が別途、「著作権規程の解説」にもございますので、そちらも併せてご参照下さい。

INDEX

1. 用語について
2. 利用について
 - 2-1 著作者が自分の論文を利用する場合（紙媒体等への利用の場合）
 - 2-2 著作者が自分の論文を利用する場合（電子的利用の場合）
 - 2-3 本会の出版物に掲載された論文を第三者が利用する場合
 - 2-4 他の出版物に掲載された論文を利用する場合
3. その他

1.用語について

Q1. 学会に譲渡する著作権とは具体的に何を指しているのでしょうか？

A1. 著作権法（以下、法という）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含みます。
具体的には、

複製権(第21条) 上演権及び演奏権(第22条) 上映権(第22条の2)

公衆送信権等(第23条) 後述権(第24条) 展示権(第25条)

頒布権(第26条) 譲渡権(第26条の2) 貸与権(第26条の3)

翻訳権、翻案権等(第27条)

二次的著作物の利用に関する原作者の権利(第28条)

Q2. 著作者人格権は学会に譲渡したくないのですが。

A2. 著作者人格権は、「一身専属の権利」とされ、他人に譲渡できるものではありませんので、著作権譲渡書を本会に提出しても著作者人格権が本会に移転することはありません。なお、著作者が死亡すれば、権利も消滅します。（法第59条）

なお、著作者人格権には、「公表権（法第18条）」、「氏名表示権（法第19条）」、「同一性保持権（法第20条）」があります。

Q3. 「複製」「引用」について教えてください。

A3. **複製**：「複製とは印刷、写真、複写、録音その他の方法により有形的に再現することである。」（法第2条第1項第15号）

多少の修正・増減を加えて複製する場合であっても、著作物としての同一性の範囲内であると認識されるものも含まれる。

引用：「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」（法第32条）

必要な要件を備えた場合であれば、著作権者の許諾を必要としないものです。

引用する際に必要な要件（①～④は絶対条件、⑤は必要条件）：

①引用目的：

報道、批評、研究が例示されているが、これらに限定されるわけではなく、例えば自己の論述を補強するための同様の見解を紹介するようなことも正当な引用と考えられる。

②明瞭区分：

引用する箇所を括弧でくくって表示するなど自己の文章と明瞭に区別できること。

③主従関係：

自己の著作物が主で、引用してくる他人の著作物は従であること。

④必然性、最小限度：

他人の著作物を自己の著作物中に引用するだけの必然性が必要で、引用する分量は必要最小限度であること。

⑤人格権への配慮：

他人の著作物を引用する際、その著作者人格権を侵害しないこと。

適法な引用の範囲を超える場合は、著作権者に利用許諾を取ることが必要となります。

Q4. **私的使用の目的**と**私的使用以外の目的**の違いについて教えてください。

A4. **私的使用の目的**： ①個人的に使用、②家庭内で使用、③家庭内に準じる範囲内で使用（「準じる範囲」とは、「人数的には家庭内に準ずることから通常は4～5人程度であり、かつ、その間の関係は家庭内に準ずる親密かつ閉鎖的な関係を有することが必要とされる」（著作権審議会第5小委員会報告書（S56））とされており、例えば親密な特定少数の友人間、小研究グループがこれに該当すると考えられる（出所：文化庁ホームページ）

私的使用以外の目的：上記（著作権法30条）以外の使用は、著作権者の許諾が必要となります。

本会における私的使用の目的と私的使用以外の目的の分類は ＜本会著作権規程の解説＞ の表 1 に示します。

2.利用について

▶ 2-1 著作者が自分の論文を利用する場合（紙媒体等への利用の場合）

Q5. 著作者が本会の出版物に掲載された自分の論文を利用する場合、他の本や雑誌に掲載することは可能でしょうか？

A5. 論文全文を他の雑誌等に掲載する場合は、著作権利用許諾申請書を事前に本会に提出する必要があります。（本会著作権規程第5条2項）。

Q6. 著作者が本会の出版物に掲載された自分の論文を大学の授業の教材として使用したいのですが、複製して配付することは可能でしょうか？

A6. 教育目的の利用であれば、著作権法第35条の「学校その他の教育機関における複製」にあたりますので許諾なく複製することができますが、学会の利益を不当に害することとなる場合（多数（本会では文化庁編著「著作権法入門」に従い、「50人を超えれば多数」と致します。）の場合）はこの限りではありません。その場合は、事前に、著作権利用許諾申請書を本会に提出する必要があります。（本会著作権規程第5条2項）。

Q7. 企業内の研修で、著作者が本会の出版物に掲載された自分の論文を教材として使用したいのですが、複製して配布することは可能でしょうか？

A7. 教育目的であっても企業内研修への利用であれば、営利目的になりますので、事前に、著作権利用許諾申請書を本会に提出する必要があります。（社内研修等、会社として利用する場合、著作権法では全て私的使用以外の目的であり、営利目的とみなされます。）

Q8. 著作者が本会の出版物に掲載された自分の論文を複製して有料の講習会のテキストとして配布することは可能でしょうか？

A8. 営利目的の利用となりますので、事前に、著作権利用許諾申請書を本会に提出する必要があります。本会著作権管理委員会で審議の上、後日ご回答致します。（本会著作権規程第5条2項）

Q9. 著作者が本会の出版物に掲載が決まっているが発行前の自分の論文を、複製して社外講演会のテキストとして配布することは可能でしょうか？

A9. 発行前の複製は、原則として不許可です。

Q10. 著作者が本会の出版物に掲載が決まっているが発行前の自分の論文を、複製して少人数に限定された省庁等の委員会資料として利用することは可能でしょうか？

A10. 事前に、著作権利用許諾申請書を本会に提出する必要があります。本会著作権管理委員会で審議の上、後日ご回答致します。

Q11. 著作者が本会の出版物に掲載された自分の論文を翻訳して出版したいのですが、可能でしょうか？

A11. 事前に、著作権利用許諾申請書を本会に提出する必要があります。本会著作権管理委員会で審議の上、後日ご回答致します。

Q12. 本会に投稿中の論文で使用している図面を、別の学会へ投稿する論文に使用したい場合、本会の許諾を得る必要がありますか？

A12. 適法な引用の範囲を超える場合は、投稿時に著作権の譲渡を受けておりますので、事前に別に定める著作権利用許諾申請書に従って、本会の許諾が必要です。

Q13. 本会に投稿中の論文を、本会の講演会で発表することは可能でしょうか？

A13. 発行前の論文について、全く同じ内容の使用は不許可です。あらましなど要点を絞ってご使用下さい。

▶ 2-2 著作者が自分の論文を利用する場合（電子的利用の場合）

Q14. 著作者が本会の出版物に掲載された自分の論文を利用する場合、自分のホームページで公開することは可能でしょうか？

A14. 本会の出版物に掲載された版（出版社版）、もしくは早期公開版PDFの掲載が申請不要で可能です。掲載条件については「本会出版物に掲載された論文等の著作権の利用申請基準」をご参照下さい。なお、自分のホームページとは、本会では、「著作者がアップロードや削除を他の人の同意なしに行えるサーバ（例：ブログ、大学等の研究室サーバ、プレプリントサーバ（論文サーバ））」と定義しております。

Q15. 本会出版物について、著作者の手元にある採録後の最終原稿のデータ（著者最終版）を自分のホームページで公開する場合、学会の許諾を得る必要がありますか？

A15. 著者最終版と出版社版との相違による混乱を防ぐため、著者最終版の掲載は認めておりません。出版社版の掲載および早期公開版PDFのみを認めます。また掲載の条件は「本会出版物に掲載された論文等の著作権の利用申請基準」をご参照下さい。

Q16. 著作者が本会の出版物に掲載された自分の論文を、社内または学内のイントラネットで公開したいのですが、可能でしょうか？

A16. 本会の出版物に掲載された版（出版社版）、および早期公開版PDFの掲載が申請不要で可能です。掲載条件については「本会出版物に掲載された論文等の著作権の利用申請基準」をご参照下さい。

Q17. 著作者が本会の出版物に掲載された論文を元に学位論文を執筆する場合、本会の許諾を得る必要がありますか？また、どのように引用すればよいのでしょうか？学位論文は、大学リポジトリに登録し、インターネット上で無償公開される予定ですが問題ありませんか？

A17. 学位論文については、権利表示、出所明示を行えば申請は不要で、インターネット上での公開も問題ございません。

<論文全体に関する場合> 参考文献に挙げるとともに脚注に出所・権利に関する文面を記載

脚注での記載例：

This paper is based on "Title" [1], by the same authors, which appeared in the Proceedings of ****, Copyright(C)2017 IEICE.

The material in this paper was presented in part at the Proceedings of **** [1], and all the figures of this paper are reused from [1] under the permission of the IEICE.

<図の流用> 参考文献に挙げるとともに図のキャプションに「Copyright(C)2017 IEICE」等を記載

記載例：

Fig.1 title (Copyright(C)2017 IEICE, [1] Fig.1)

▶ 2-3 本会の出版物に掲載された論文を第三者が利用する場合

Q18. 電子情報通信学会の出版物に掲載された本大学の研究者の論文を本大学機関レポジトリで一般に無料公開したいのですが、可能でしょうか。

A18. 本会の出版物に掲載された版（出版社版）、および早期公開版PDFの掲載が申請不要で可能です。掲載条件については「本会出版物に掲載された論文等の著作権の利用申請基準」をご参照下さい。

Q19. 本会の出版物に掲載された論文を、第三者（著作者・著作者の所属機関以外）が電子的に利用することはできますか？

A19. 事前に著作権利用許諾申請書と事前に著者の了解を得た「著作物利用承諾願」を本会に提出する必要があります。

ただし、会誌並びに大会講演論文集については、それぞれ法人用DVD、CD-ROMを発行しています。それらを購入の上同封の「同意書」を本会事務局まで送付した場合は、申請書の送付は不要で、購入したDVD、CD-ROMに掲載されている論文に関しては、機関においてローカルPC上での利用、またはネットワーク（LAN）上でのファイル共有による閲覧（イントラネットでの閲覧）が可能です。

※「ネットワーク（LAN）上でのファイル共有」とは、「同一研究所内または同一事業所内または利用者が約100人以内のネットワーク（LAN）上」という規模を想定しています。これを超える場合は、複数枚のご購入をお願いしております。

Q20. 本会の出版物に掲載された論文を、第三者が大学の授業で教材として使用し、複写して配付することは可能でしょうか？

A20. 教育目的の利用であれば、著作権法第35条の「学校その他の教育機関における複製」にあたりますので許諾なく複製することができますが、著作権者の利益を不当に害することとなる場合（多数（本会では文化庁編著「著作権法入門」に従い、「50人を超えれば多数」と致します。）の場合）はこの限りではありません。その場合は、事前に、著作権利用許諾申請書を本会に提出する必要があります。（本会著作権規程第5条3項）。

Q21. 本会の出版物に掲載された論文を、第三者が社内研修でテキストとしてそのまま使用する、もしくは掲載された記事を基に問題集を作り使用したいのですが、複写して配付することは可能でしょうか？

A21. 私的使用以外の目的であり、営利目的とみなされますので、事前に、著作権許諾申請書と事前に著者の了解を得た「著作物利用承諾願」を本会に提出する必要があります。本会著作権管理委員会で審議の上、後日ご回答致します。（本会著作権規程第5条3項）。

なお、社内研修等、会社として利用する場合、著作権法では全て私的使用以外の目的であり、営利目的とみなされます。

Q22. 本会の出版物に掲載された論文を、第三者が翻訳して出版したいのですが、可能でしょうか？

A22. 事前に、著作権許諾申請書と事前に著者の了解を得た「著作物利用承諾願」を本会に提出する必要があります。本会著作権管理委員会で審議の上、後日ご回答致します。（本会著作権規程第5条3項）。

Q23. 本会の出版物に掲載された論文を大学の入試問題に利用したいのですが、学会に利用許諾をとる必要がありますか。

A23. 必要ありません。入試問題に利用する場合は、許諾の必要なく利用できます。出所明示も不要です。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。（法第36条）

Q24. 本会の出版物に掲載された論文を、当社発行の入試問題集に利用したいのですが、可能ですか？

A24. 営利目的にあたりますので、事前に、著作権利用許諾申請書と事前に著者の了解を得た「著作物利用承諾願」を本会に提出する必要があります。本会著作権管理委員会で審議の上、後日ご回答致します。

Q25. 本会の出版物に掲載された論文を、第三者が複写して、過去問として入試説明会で配布したいのですが、どうすればよいですか。

A25. 事前に、著作権利用許諾申請書と事前に著者の了解を得た「著作物利用承諾願」を本会に提出する必要があります。本会著作権管理委員会で審議の上、後日ご回答致します。

Q26. 本会倫理綱領を、技術士試験の過去問題集として掲載したいのですが、どうすればよいですか？

A26. 倫理綱領は、本会の著作物ですが、広く皆様にご利用頂く観点から、許諾なしに自由に利用して構いません。

▶ 2-4 他の出版物に掲載された論文を利用する場合

Q27. 他の出版物に掲載された記事の一部あるいは図面を本文中で引用したいのですが、どのような点に注意すればよいでしょうか？

A27. 著作権法で正当な範囲において引用することは認められています。一般に引用するには、引用の範囲は必要最小限であり、その範囲が明確に分かるようにすること、出所（記載例：著作者名、書名（題号）、雑誌名、巻、号、ページ、発行年など）を明記することなどが必要とされています。適法な引用の範囲（A3 参照）を超えと思われる場合は、著作権者の許諾を得て下さい。

Q28. 他学会の論文誌に掲載された他人の論文の図面を、本会へ投稿する論文に利用したい場合は、どうすればよいでしょうか？

A28. 適法な引用の範囲（A3 参照）を超える場合は、当該論文の著作権者に利用許諾を取った上で、本会への論文へ利用して下さい。

Q29. 他の出版物に掲載された図（他人のものも含む）に手を加えて自分の論文に利用したいのですが、著作権者の許諾が必要でしょうか？

A29. 適法な引用の範囲（A3 参照）と見なせる場合は、図の脚注に出所元を明記するだけで利用できます。適法な引用の範囲を超える場合は、著作権者の許諾を得て下さい。

（記載例：電子太郎著、詳解 著作権法（第5版）、（株）IEICE、p.255 の図2より引用）

Q30. （Q29 について）その場合の手続きを教えてください。

A30. 利用許諾の手続きに関しては、著作権を保有している出版社や学会によって異なりますので、該当の著作権者にお問合せ下さい。

3.その他

Q31. 著作権に関する学会事務局の窓口はどこですか？

A31. 著作権管理室です。 (permission@ieice.org)

Q32. 特許庁から、特許出願に伴い、出願内容が掲載されている本会著作物のコピーを要請された場合、また、科研費の書類に本会著作物のコピーを要請された場合、著作権利用許諾申請書を出す必要がありますか？

A32. 上記の場合については私的利用には該当しませんが、本会の方針として著者の皆様の利便性向上のため著作権利用許諾申請書は不要としています。

Q33. 本会発行物の著作権の利用について、申請基準のようなものはありますか？

A33. 本会発行物の著作権の利用申請基準として、「本会出版物に掲載された論文等の著作権の利用申請基準」があります。申請が必要かどうか、また、掲載条件、許可時期等についてはそちらをご覧ください。

Q34. ① 論文公開時には出版時と同じ組織であったが、その後、著作者の一人または一人以上が移動して他組織に移った場合、異動先の組織のサーバでの論文の公開は可能ですか？②また、これに伴って元の所属組織に著作者が一名も残らなかった場合、元の所属組織のサーバからは当該論文は削除すべきですか？

A34. ①異動先の組織のサーバでの論文公開は可能です。②また、元の所属組織のサーバから当該論文を削除する必要はありません。なお、機関リポジトリを運営しているのは大学であるため、最終的に論文を掲載/削除する判断を下すのは大学です。